

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーの信頼と期待に応え、企業価値を継続的に向上させるために、コーポレート・ガバナンス体制の強化を経営の最重要事項の一つと認識しており、その強化及び充実に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しておりますので、本欄に記載すべき事項はありません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ラウレア	380,000	29.39
鎌田 和彦	234,500	18.14
新居 佳英	185,000	14.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	66,700	5.16
菊川 晴	51,600	3.99
DAIWA CM SINGAPORE LTD (TRUST A/C)	44,900	3.47
羽根 正哲	30,000	2.32
野村信託銀行株式会社(投信口)	27,400	2.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	22,900	1.77
丸谷 和徳	18,000	1.39

支配株主(親会社を除く)の有無	—
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	9月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
戸塚 隆将	他の会社の出身者								△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
戸塚 隆将	○	過去に当社従業員の英語力向上のためのプログラム実施を依頼しておりましたが、現在は行っていないこと、また一人当たりの受講料も一般の取引条件と同様であったため、独立性を損なうものではないと判断しております。	当社の経営監督機能の強化及び業務執行に係る意思決定の妥当性・適正性の確保に向け、当社の経営に対する理解、ならびに多面的な経営判断に必要な見識、経験等を勘案し、独立役員に選任しております。資金調達やM&A、グローバル経営戦略に関する深い知見を有しており、当社事業のグローバル展開及び組織の成長過程における様々な助言を期待しております。また、戸塚 隆将氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査担当者及び会計監査人は、四半期に一度意見交換等を行い、三者間で情報を共有することで連携を図っております。また、監査役は、日々の業務の中で内部監査担当者と積極的に意見交換を行っており、必要に応じて会計監査人にも意見を求めることで、連携を深めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
小笹 留美子	他の会社の出身者														
羽根 正哲	公認会計士														○
雪丸 真吾	弁護士														○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小笹 留美子	○	—	IT業界における豊富な経験と幅広い知識を有しており、独立役員としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、選任しております。また、小笹 留美子氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
羽根 正哲	○	当社株式30,000株を保有しておりますが、その他に当社との間に人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。	公認会計士としての監査経験を通じ、企業財務や内部統制等に関する豊富な知識と経験を有しており、当社の監査体制の強化を担えるものと判断し、独立役員として選任しております。また、羽根 正哲氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
雪丸 真吾	○	当社の顧問弁護士事務所に所属しておりますが、当社の顧問弁護士業務に一切関与していないことから、社外監査役としての独立性は損なわれていないものと考えております。	弁護士としての豊富な知識と経験を有しており、当社の監査体制の強化を担えるものと判断し、独立役員として選任しております。また、雪丸 真吾氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社へのロイヤリティを高めることを目的とし付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社へのロイヤリティを高めることを目的とし、勤続年数、これまでの当社への貢献度及び今後貢献してくれるであろう期待等を総合的に勘案し、決定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬の総額が1億円以上の者が存在しておりませんので、個別報酬の開示はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で決定した報酬総額の限度内で、社内規程に基づき取締役の報酬については取締役会、監査役の報酬については監査役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

ADMプロジェクトが補佐しております。

取締役会の資料は事前配布し、社外取締役及び社外監査役が検討するための十分な時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、非常勤の社外監査役に対しては、常勤監査役より監査役監査、会計監査、内部監査間の情報共有の状況を報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・取締役会

当社の取締役会は取締役4名(うち社外取締役1名)で構成されています。取締役会は原則毎月1回開催するほか必要に応じて機動的に開催し、経営上の最高意思決定機関として、法令及び定款の定めにより、重要な施策に関する事項を決議する一方、業務執行状況の監督機関としても機能しております。

・監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成され、全監査役が社外監査役であります。常勤監査役は、取締役会へ出席し意見を述べるとともに、重要な決裁書類の閲覧等を通して、取締役の業務執行状況を監査しております。各監査役は監査役監査計画に定められた内容に従って監査を行い、月1回開催される監査役会において情報共有を行っております。

・内部監査

当社は、会社の規模が比較的小さいため独立した内部監査部門を設けておりません。当社の内部監査は、ADMプロジェクトに所属する1名が内部監査担当者として実施しております。ADMプロジェクトは年間内部監査計画に基づき、全部門を網羅するよう内部監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。なお、ADMプロジェクトに対する内部監査は自己監査を回避するため、Greenプロジェクトに所属する内部監査担当者1名が監査を担当しております。

・会計監査

当社は有限責任監査法人トーマツが監査を担当しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間に

は、特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社はコーポレート・ガバナンス体制の強化及び充実を経営上の重要な課題の一つとして位置付けており、経営の健全性・透明性向上を果たすことを目的とし、現在の体制を選択しております。社外取締役及び社外監査役が中立的な立場から有益な監督及び監査を行える体制を整備し、経営監視機能の強化に努めております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の議案検討時間を十分に確保するため、早期の発送を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は多くの株主に出席していただくため、株主総会の集中日を避けた日程を設定する方針であります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使も検討しております。
招集通知(要約)の英文での提供	グローバルでの事業展開を見据え、今後積極的に検討を進めます。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページへのディスクロージャーポリシーの掲載を検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会等を開催し、経営方針や業績の説明を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び中間決算発表後に、決算説明会を開催する方針であります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	将来的には、海外投資家からの要望に応じた個別面談等の実施を検討しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料、法定開示資料、任意開示情報、決算説明会にて使用した資料等を、当社 IR サイトに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する業務はADMプロジェクトにて担当いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社はステークホルダーに対し、IR サイトや決算発表後における説明会等を通じ、適時・適切に情報を提供する機会を設けていく方針です。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本方針を2015年7月に取締役会にて決議しており、その基本方針に則って、内部統制システムを構築しております。また、その後においても整備運用状況の評価・見直しを行い、実効性のある内部統制となるよう努めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の取締役及び使用人は、当社の行動基準及び基本姿勢である「Atrae Standard」並びに「コンプライアンス規程」をはじめとする社内規程、定款、法令及び社会規範の遵守を率先して行う。また、コンプライアンス違反の未然防止・早期発見のため、内部通報制度を導入する。
- (2) 社内規程の禁止・制限事項に抵触した場合は、就業規則に基づき適正に処分を行う。
- (3) 代表取締役は内部監査担当を任命し、役職員の職務執行の適正性を確保するため、業務執行状況等について定期的な内部監査を実施する。また、内部監査担当は、必要に応じて監査役及び会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 法令及び社内規程等に基づき、職務の執行に係る文書・情報を適切に保管・管理する。
- (2) 文書管理部署は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して速やかに対応する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社の業務執行に係るリスクを識別し、「リスク管理規程」に従い適切な予防策を講じる。
- (2) 当社の経営に重大な影響を与えるリスクが顕在化した場合は、「リスク管理規程」に従い迅速かつ適切に対応する。
- (3) 監査役及び使用人は、取締役に対し、必要に応じてリスク管理体制の見直しを進言できる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職務執行に関する権限及び責任は、組織関連規程等において明文化し、適宜適切に見直しを行う。
- (2) 定例取締役会を毎月1回開催する他、機動的に意思決定を行うため臨時取締役会を開催するものとし、より迅速な課題の把握及び改善を図る。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役が職務執行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置する。
- (2) 使用人が監査役の補助を行う場合は、監査役の指揮命令下でのみ業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。
- (3) 取締役は、監査役補助使用人の人事評価及び懲戒等において、不利な取扱いをしてはならない。

6. 監査役その職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人に対し、監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、「監査役会規則」及び「監査役監査規程」に従い、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- (2) 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、取締役による違法、または不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- (3) 代表取締役は、取締役会などの重要会議での議論及び定期的な面談等を通じて、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。

8. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」において当該報告者を保護する。

9. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行につき当社に対して費用の前払又は償還の請求を行った場合は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、当該請求に応じる。

10. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役が当社の重要課題を把握し、必要に応じて意見できるよう、取締役会及びその他の重要な会議に出席する機会を確保する。
- (2) 取締役及び使用人は、監査役が監査活動が円滑に行えるよう、環境整備に配慮する。
- (3) 監査役は、監査の実施にあたり必要に応じて、弁護士及び公認会計士等から業務に関する助言を受けることができる。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役社長の指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

12. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関わりを一切持たないこと、拒絶することを基本方針として、「反社会的勢力排除に関する規程」の遵守を徹底する。なお、当該勢力による不当な要求を受けた場合には、ADMプロジェクトを対応部署とし、弁護士や警察等外部専門機関と連携して対応にあたる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力と一切の関係を持たない、取引をしない、また利用しないことを徹底するため、規程及び対応マニュアルの整備を平成26年10月に終え、継続的に役職員全員に周知徹底しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

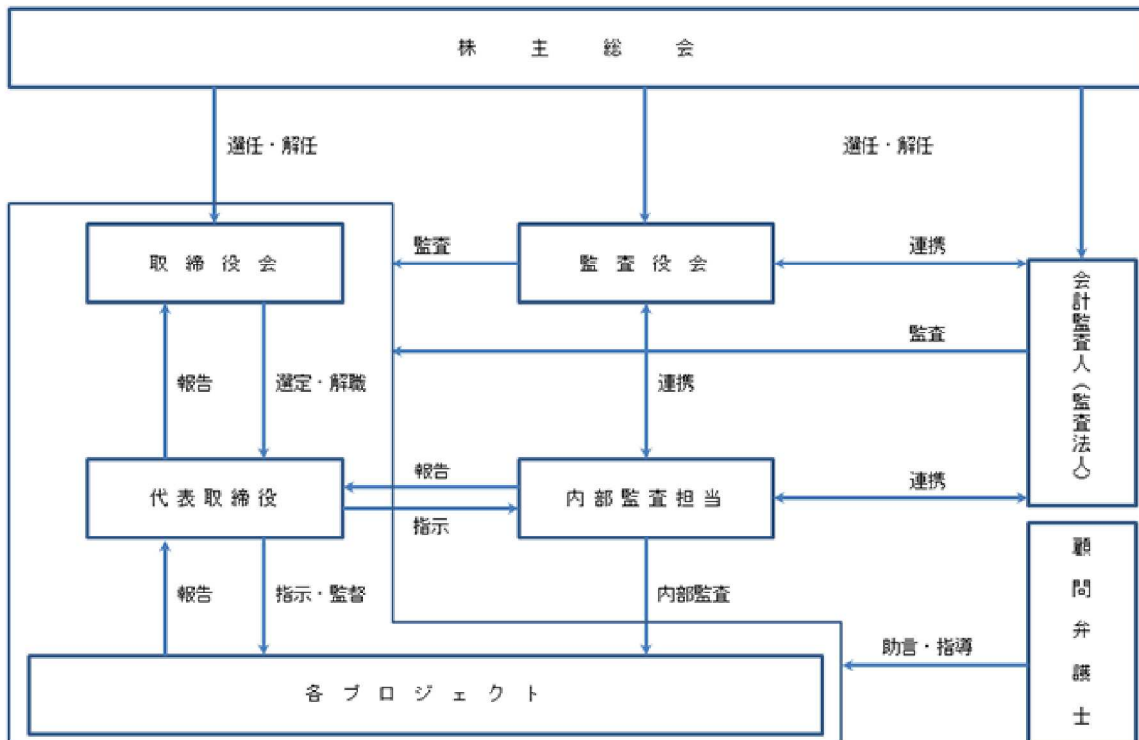
なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策については今後の検討課題であります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

模式図 (参考資料)



適時開示体制の概要 (模式図)

